

役員等規程

社会福祉法人 日の出福祉会

改定：令和元年 7月 1日

<目 次>

第 1 条	(趣旨)	2
第 2 条	(定義)	2
第 3 条	(報酬及び日当旅費の支給)	2
第 4 条	(退職金)	3
第 5 条	(慶弔)	4
第 6 条	(補足)	4
	附 則	4

役員等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人日の出福祉会の役員（理事・監事）及び評議員に対する報酬及び旅費の額並びにその支給方法に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。評議員とは非常勤の評議員をいう

(報酬及び日当旅費の支給)

第3条 役員の報酬及び日当については、勤務実態(常勤)に即して支給することとし、常勤役員については、別表の「役員報酬体系」に基づき支給ものとする。

非常勤役員及び評議員については、無給とするが、当法人が開催する理事会及び評議員会に出席した場合と、当法人が開催する催し及び研修等に参加された場合は、以下の内容に従い報酬及び日当を支払う。

理事会・評議員会に出席	理事及び監事については報酬として20,000円を支払う。 評議員については報酬として20,000円を支払う。
法人の催しに出席（施設行事、施設視察、施設監査の立合い等）	理事及び監事については日当として10,000円を支払う。評議員については日当として10,000円を支払う。
業務上の出張	交通費及び宿泊費については、実費相当額を支給する。但し宿泊費用の1泊分の相当額として東京都23区の場合は20,000円、それ以外は15,000円とする。また日当として1日10,000円を支払う。
役員及び評議員の研修旅行に出席	交通費の実費及び宿泊費については研修旅行費用に充当する。また、同時に理事会・評議員会を開催する関係で、報酬を1日分支給する。(理事会・評議員会と同額)

※全社協・経営協等主催による研修等の出張で、宿泊費が定められている場合は、上

記の定めた金額に係らず、団体指定の金額に従うものとする。

- 2 役員の報酬については、定期昇給はなく、理事長が「役員報酬体系」の等級を定め、理事会及び評議員会の承認を得るものとする。
- 3 役員及び評議員が、業務上の出張に伴い宿泊する場合は、以下の範囲で支給する。

場 所	宿 泊 費
東京 23 区及び 研修旅行	20,000 円
上記以外	15,000 円

- 4 業務上の出張に関して、鉄道を利用する場合はグリーン車、航空の場合はビジネスクラスを利用することができる。
- 5 業務上の出張に関して、自己所有の車を利用した場合は、走行距離 1 k mあたりの定額及び高速道路料金、駐車場料金等の費用を支給する。
- 6 海外出張及び研修についても、旅費及び宿泊費については実費を支給する。また、海外出張及び研修の場合に限り、日当を 20,000 円支給する。

(退職金)

第 4 条 役員及び評議員が退任した場合に、その者(死亡による退職の場合はその遺族)に支給する。

- 2 役員及び評議員が退任した場合の退任手当の額は、1 年につき以下の金額に在任期間を乗じた金額を支給する。

職位	金額(1 年につき)
理事・監事	25,000 円
評議員	15,000 円

- 3 理事長の退任手当の額は、1 年につき 50,000 円として、在任期間を乗じた額とする。
- 4 退任手当の算出の基礎となる在任期間の計算は、役員及び評議員となった日の属する月から、退任した日の属する月までの月数による。(在任期間に 1 年未満の端数がある場合は、月割りで支給する。)
- 5 在任中に、特に公労があった役員及び評議員に対しては、この規程で定める支給額の他に、特別加算金を支給することがある。

(慶弔)

第5条 役員及び評議員が次の各号に該当する場合、それぞれの慶弔金を贈る。

慶 弔	金 額
本人の結婚	50,000 円
本人の傷病 (10 日以上の入院)	10,000 円
本人の死亡	50,000 円
配偶者の死亡	30,000 円
父母の死亡	10,000 円
子の死亡	10,000 円
同居の祖父母の死亡	5,000 円

上記に該当しない事例の場合は、理事長の指示による。

2 別途、慶弔に伴う電報を、法人名において発信する。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員の決議を経て定める。また、この規程の改廃は評議員会で決議する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月22日から施行する。
- 2 役員規定(平成6年4月1日施行)は廃止する
- 3 この規程は、令和元年7月1日に改訂し、施行する。